

シンポジウム

〈環境大国〉ドイツ？

2010年6月12日(土) 成城大学

司会 村上公子・西山曉義

ナチズムと景観エコロジー

小野清美

ドイツにおける環境政策のイノベーション

—その源流から環境ガバナンスまで

坪郷 實

エコロジー的近代化論と「緑の産業革命」

長尾伸一

環境政策を環境倫理から捉える視座

—ドイツの環境政策と環境思想の狭間

鬼頭秀一

コメント 誰のためのエコロジーか

藤原辰史

はじめに

藤原辰史・姫岡とし子

「エコポイント」の実施、ハイブリッドカーや電気自動車の開発促進など、最近、環境問題がますます大きな脚光を浴びている。2009年9月の国連気候変動サミットの開会式で、当時の首相の鳩山由紀夫は2020年までに地球温室効果ガスを1990年比で25%削減という目標を公約し、世界を驚かせた。そして、一次エネルギーの総供給量に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%程度引き上げを目指すなど、環境政策を経済成長戦略の中核に位置づけている。

このような環境政策を国際社会のなかでリードしてきたのは、ほかならぬドイツである。1994年にはすでに、国家は「次世代のために自然を守る責任がある」ことをドイツ基本法第20条aに加えている。1980年初頭、「社会、エコロジー、草の根民主主義、非暴力」をスローガンにカールスエーで結成された「緑の党」は、西ドイツのみならず世界各国で環境意識の覚醒と環境政策推進に決定的な役割を演じ、1990年代以降、廃棄物処理をはじめ自然・景観保護、気候変動防止、水質保全、土壌保全、大気汚染防止、危険防止、騒音防止、放射線分野において環境関連法をつぎつぎに制定してきた。ドイツが環境先進国であることは、以上のことから否定できない。

しかしながら、このような華々しい成果を手放して賞賛することに、私たち

は躊躇を覚えずにはいられない。たとえば、1935年6月、世界で初めて自然保護を総括的に法制化し、自然を保護する義務を政府に課したのはナチスだった。ナチスは、この「自然保護法」で、自然を収奪の対象とみてきた従来の経済中心主義的自然観を批判しているが、ここにみられる「自然を慈しむドイツ人」という自画像は、そのまま、占領地のポーランド農民を「自然を管理できない人種」として住みなれた家から銃を突きつけて追放する根拠となった。このような自然への愛が他者への想像力を著しく欠落させる事例は決して過去の話ではない。現在のカメルーンで自然保護公園で、野生動物を持続的に利用して保護すると称して設けられた観光用のスポーツハンティング・ゾーンから追放されたのは、先進国からやってくる密猟者ではなく、そこで狩りをして暮らしていた原住民の人々だった。

いまや国際社会の合言葉になった「持続的発展」は、たしかに、従来の開発至上主義的な乱開発に一定の歯止めをかけてきた。しかしながら一方で、企業のイメージアップを図る広告の文句としての機能が次第に強まってきている。「エコロジー」は「エコ」と省略され、これまた商品の接頭語としてそのイメージアップに日々奉仕している。カメルーンでスポーツハンティングを売る観光企業は、自然を経済行動の対象とみることを批判したナチスより、進歩的だと言えるだろうか。「エコ商品」への買い換えを進めるグリーン・ニューディールは、本当に次世代のために必要なのだろうか。

今回のシンポジウムでは、「環境保護」と「経済的発展」の両立を試み、そのジレンマのなかでもがき苦しんできたドイツの環境政策を、歴史、政治、思想などさまざまな視点から検証し、真の環境保護のありうべき道筋を探ってきたい。